

中国税務速報

2014年12月19日

●1 「一般的租税回避防止管理弁法（試行）」

国家税務総局令第32号

「一般的反租税回避管理弁法（試行）」が、2014年11月25日に国家税務総局2014年度第3次局務会議で通過されたため、ここに公布され、2015年2月1日から施行されます。

本弁法は、企業が合理的な商業目的を持たず税収利益を獲得する租税回避行為に対して、企業所得税法第四十七条及び企業所得税法实施条例第一百二十条の規定に基づき、実施する特別納税調整に適用されます。

主管税務機関が、企業に租税回避の嫌疑があることを発見した場合には、省、自治区、直轄市及び計画単列市（以下「省」という）税務機関に報告し同意を得た後、税務総局に報告し立案申請を行います。省税務機関は、税務総局が形成した立案申請審査意見を主管税務機関に転送しなければなりません。税務総局が立案に同意した場合、主管税務機関は一般的租税回避防止調査を実施します。

主管税務機関が一般的租税回避防止調査を行う際には、調査対象企業に対し「税務検査通知書」を送付しなければなりません。調査対象企業は、その行為が本弁法にいう租税回避行為に該当しないと認識した場合、関連資料の提出を通して説明をすることができます。

主管税務機関は、調査の過程において取得した関連資料に基づき、企業に租税回避の行為が存在するかを総合的に判断し、案件を調整しないという意見と理由もしくはイニシャル調整方案の意見と理由を形成し、省税務機関の確認・同意を得た後、税務総局に報告し案件終了の申請を行います。主管税務機関は、税務総局が形成した案件終了申請審査意見に基づき、それぞれ異なる処理を行わなければなりません。企業は、主管税務機関の意見に対して異議がある場合は、再調査を申請することができます。

調査対象企業は、税務機関の一般的租税回避防止調整の決定に不服がある場合、関連法律法規の規定に基づき法律救済を申請することができます。主管税務機関が作成した一般的租税回避防止調整方案により、国内において二重課税を招いてしまう場合、税務総局が組織を統一し協力して解決をしなければなりません。調査対象企業は、我が国の税務機関が作成した一般的租税回避防止調整が、国際的二重課税或いは税収協定に規定する税の徴収に合致しないと認識した場合には、税収協定及びその関連規定に基づき相互協商手続を開始することを申請することができます。

本弁法は、2015年2月1日から施行します。2015年2月1日以前の税務機関が起案処理を終えていない租税回避行為については、本弁法を適用します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1395341/content.html>

●2 「持分譲渡所得の個人所得税管理弁法（試行）の発布に関する公告」

国家税務総局公告2014年第67号

「持分譲渡所得の個人所得税管理弁法（試行）」が発布されました。

個人が持分を譲渡した場合、持分譲渡収入から持分取得原価と合理的な費用を差し引いた残額を課税所得額とし、「財産譲渡所得」として個人所得税を納付します。

個人の持分譲渡所得の個人所得税は、持分譲渡人を納税者とし、持分譲受人を控除納付義務者とします。

控除納付義務者は、持分譲渡関連協議の締結後5営業日以内に、持分譲渡の関係状況を主管税務機関に報告しなければなりません。

個人の持分譲渡所得の個人所得税は、被投資企業所在地の地税機関を主管税務機関とします。

次に掲げる事由の1つに該当する場合、控除納付義務者及び納税者は法に基づき、次月の15日前までに主管税務機関に対し納税申告をしなければなりません。

- (一) 譲受人がすでに全部或いは一部の持分譲渡代金を支払っている。
- (二) 持分譲渡協議を締結し、効力が発生している。
- (三) 譲受人がすでに実際に株主の職責を履行しているまたは株主権益を享受している。
- (四) 国家関連部門の判決、登記或いは公告が効力を発生している。
- (五) 以下の行為がすでに完了している。

- 持分が司法或いは行政機関に強制的に譲渡されている
- 持分による対外投資或いはそのほかの非貨幣性取引
- 持分により債務を相殺している
- そのほかの持分譲渡行為

- (六) 税務機関が認定したその他の持分がすでに移転したという証明できる状態。

納税者、控除納付義務者は、主管税務機関に対し持分譲渡納税（控除納付）申告手続を行う際、以下の資料をあわせて提出しなければなりません。

- (1) 持分譲渡契約書（協議書）
- (2) 持分譲渡双方の身分証明書
- (3) 規定に基づき資産評価が必要となった場合は、法定資質を有する仲介機構が発行する純資産または土地建物資産等資産価値評価報告書を提供しなければなりません。
- (4) 税計算根拠が明らかに低すぎるが、正当な理由があって計算されたその証明資料
- (5) 主管税務機関が提出を要求したその他の資料

本弁法は、2015年1月1日から施行します。同時に、「出資持分譲渡所得の個人所得税の徴収管理の強化に関する国家税務総局の通知」（国税函（2009）285号）、「出資持分譲渡所得の個人所得税の税計算根拠にかかる査定問題に関する国家税務総局の公告」は廃止します。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=483569&flag=1>

●3 固定資産の加速減価償却税収政策に関連する問題の公告

国家税務総局公告 2014 年第 64 号

国务院により「固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策の完全化に関する財政部国家税務総局の通知」（財政（2014）75号）について、公告がありました。

一、生物薬品製造業、専用設備製造業、鉄道・船舶・航空宇宙その他の運送設備製造業、コンピュータ・通信その他の電子設備製造業、測定計器製造業並びに情報伝送・ソフトウェア及び情報技術サービス業等の業種の企業（以下「六大業種」という）が2014年1月1日以降に購入した固定資産（自ら建造することも含む）については、企業所得税法に規定された償却年限の60%を下回らない短縮された減価償却年限に従い、または倍額定率法あるいは級数法を採用して加速減価償却をすることを許可します。

六大業種は、国家統計局の「国民経済業種分類及びコード（GB/4754-2011）」に従いこれを決定します。今後、国家関連部門が国民経済業種分類及びコードを更新する場合は、当該規定に従います。

六大業種企業とは、上述した業種業務を主營業務としており、その固定資産を使用に投入した当年の主要業務収入が、企業収入総額の50%（当該数を含まない）以上を占める企業を指します。ここでいう収入総額とは、企業所得税法第六条に規定される収入総額を指します。

二、企業が2014年1月1日以降に購入した、専ら研究開発活動に用いる計器、設備について、単価が100万円を超えない場合には、一括で課税所得額の計算時に控除することができます。単価が

100 万円を超える場合には、企業所得税法に規定された減価償却年限の 60%を下回らない短縮された減価償却年限に従い、または倍額定率法あるいは級数法を選択採用して加速減価償却をすることを許可します。

研究開発活動に用いる計器、設備の基準は、「(企業の研究開発費用税前控除管理弁法(試行))の発布に関する国家税務総局の通知」(国税発(2008)116号)または「(高度新規技術認定管理業務指針)の発布に関する科学技術部、財政部及び国家税務総局の通知」(国科発火(2008)362号)の規定に従い執行します。

企業が専ら研究開発活動に用いる計器または設備がすでに上述の優遇政策を享受している場合は、研究開発費の割増控除を享受する際に、「(企業の研究開発費用税前控除管理弁法(試行))の発布に関する国家税務総局の通知」(国税発(2008)116号)及び「研究開発費用の税前割増控除に関連する政策問題に関する財政部及び国家税務総局の通知」(財税(2013)70号)の規定に従い、すでに会計処理を行った減価償却及び費用等の金額に対して割増控除を行います。

六大業種における小型薄利企業の研究開発及び生産経営に共同で使用する計器及び設備については、前二項の規定を執行することができます。ここで言う小型薄利企業とは、企業所得税法第二十八条に規定する小型薄利企業を指します。

三、企業が保有する固定資産については、単価が 5000 元を超えない場合には、一括で課税所得額の計算時に控除することができます。企業が 2013 年 12 月 31 日以前に保有していた、単価が 5000 元を超えない固定資産については、その償却後残存価値の部分については、2014 年 1 月 1 日以降において一括で課税所得額の計算時に控除することができます。

四、企業は減価償却年限短縮の方法を採用する場合には、新たに購入した固定資産に対して、最低減価償却年限が、企業所得税法実施条例第六十条に規定する減価償却年限の 60%を下回ってはならず、すでに使用済の固定資産に対して、その最低減価償却年限が、実施条例に規定される最低減価償却年限から使用済年限を控除した後の残余年限の 60%を下回ってはなりません。一旦最低償却年限を確定したら、原則としてこれを変更してはなりません。

五、企業の固定資産に加速減価償却の方法を採用する場合には、倍額定率法または級数法を採用することができます。一旦加速減価償却の方法を確定したら、原則としてこれを変更してはなりません。

ここでいう倍額定率法または級数法については、「企業固定資産の加速減価償却に係る所得税処理に関連する問題に関する国家税務総局の通知」(国税発(2009)81号)第四条の規定に基づき施行されます。

六、企業の固定資産が本公告の優遇政策条件に適合しており、同時に「企業固定資産の加速減価償却に係る所得税処理に関連する問題に関する国家税務総局の通知」(国税発(2009)81号)、「ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展をより一層奨励することに係る企業所得税政策に関する財政部及び国家税務総局の通知」(財税(2012)27号)における関連する加速減価償却の条件にも適合する場合、企業は其中で最も優遇される政策を選択して施行することができ、かつ、一旦選択したらこれを変更することができません。

七、企業の固定資産に対して、一括の税前控除、減価償却年限の短縮或いは加速減価償却方法を採用する場合には、予納申告の際に必ず同時に「固定資産加速減価償却(控除)予納状況統計表」を報告送付しなければならず、年度申告の際に、事後備案管理を実行し、且つ要求に応じて関連資料を報告送付しなければなりません。

企業は、固定資産の購入に係る發票、記帳証憑等の関連証憑及び証拠書類(使用済の固定資産を購入した場合は、使用済年限の関連説明を提供しなければならない)等の資料を保存して検査に備えなければならない、且つ台帳を具備し、税法と会計の差異状況を正確に計算しなければなりません。

主管税務機関は、本公告に規定する優遇政策を適用する企業に対し後続管理を強化しなければならず、予納申告の際に優遇政策を享受している企業に対しては、年末の集計計算・清算納付の際に、企業の年間主營業務収入が企業収入総額に占める割合について重点的に審査確認を行わなければなりません。

八、本公告は 2014 年以降の納税年度に適用します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1311823/content.html>

●4 1) 消費税政策の調整に関する通知

財税 (2014) 93 号

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁 (局)、国家税務局、新疆生産建設兵団財務局：
国務院の批准を経て、消費税政策調整事項が通知されました。

一、排気容量 250cc (250cc を含まない) 以下の小排気量オートバイの消費税を取り消します。排気容量 250cc 及び 250cc (250cc を含まない) 以上のオートバイについては、引き続きそれぞれ 3%と 10%の税率に基づき消費税を徴収します。

二、自動車タイヤ税目を取り消します。

三、車用加鉛ガソリンの消費税を取り消し、ガソリン税目については二級子項目に分けず、無鉛ガソリン税率に従い統一して消費税を徴収します。

四、アルコール消費税を取り消します。アルコール消費税を取り消した後、「酒及びアルコール」品目は「酒」へと改め、引き続き現行の消費税政策に基づき施行します。

五、本通知は、2014 年 12 月 1 日から施行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1350416/content.html>

2) 輸入環節消費税政策の調整に関する通知

税関総署公告 2014 年第 85 号

国務院の批准を経て、輸入環節消費税政策調整事項が公告されました。

一、排気容量 250cc (250cc を含まない) 以下の小排気量オートバイの輸入環節消費税を取り消します。排気容量 250cc 及び 250cc (250cc を含まない) 以上のオートバイについては、引き続きそれぞれ 3%と 10%の税率に基づき輸入環節消費税を徴収します

二、自動車タイヤ税目を取り消します。

三、車用加鉛ガソリンの輸入環節消費税を取り消し、ガソリン税目については二級子項目に分けず、無鉛ガソリン税率に従い統一して輸入環節消費税を徴収します。

四、アルコール輸入環節消費税を取り消し、「酒及びアルコール」品目は「酒」へと改め、且つ引き続き現行の輸入環節消費税政策に基づき施行します。

本公告は、2014 年 12 月 1 日から施行します。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info725808.htm>

●5 QFII 及び RQFII が取得した中国国内株式等權益性投資資産の譲渡所得に係る企業所得税の徴収を免除することに関する問題の通知研究により、企業の新造コンテナの輸出に係る税還付 (免除) の問題を明確させるために、以下の公告が発表されました。

財税 (2014) 79 号

国務院の批准を経て、2014 年 11 月 17 日から、適格国外機関投資家 (以下「QFII」という)、人民元適格国外機関投資家 (以下「RQFII」という) が取得した、中国国内源泉の株式等權益性投資資産の譲渡取得について、企業所得税の徴収を免除します。2014 年 11 月 17 日以前に QFII と RQFII が取得した上述所得については、法に基づき企業所得税を徴収します。

本通知は、中国国内において機構、場所を設立していない QFII・RQFII、あるいは中国国内において機構、場所を設立しているが、取得した上述所得がその設立した機構、場所と実際関係性を持たない QFII・RQFII に対して適用します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1305363/content.html>

●6 「外国人が入国して短期就労任務を完了することに係る関連取扱手順（試行）」の発布に関する通知「全国におけるファイナンスリース貨物輸出税還付政策試行に関する財政部税関総署国家税務総局の通知」（財税〔2014〕62号）に基づき、国家税務総局は「ファイナンスリース貨物輸出税還付管理弁法」を公布しました。

人社部発〔2014〕78号

「中華人民共和国出入国管理法」及び「外国人入出国管理条例」等の法律法規の実施貫徹業務を適切に行い、かつ、外国人の中国における就業行為をより一層規範化するため、人的資源社会保障部、外交部、公安部及び文化部は、連合して「外国人が入国して短期就労任務を完了することに係る関連取り扱い手順（試行）」（以下「取扱手順」という）を制定しました。

各級の人的資源社会保障、外事、公安及び文化等の部門は、「取扱手順」に従い、入国して短期就労任務を完了する外国人のため関連手続を取り扱わなければなりません。「取扱手順」どおりに関連手続をしないで入国し、及び就労証明に記載されている事項どおりに短期就労に従事しない外国人に対し、公安機関は、不法就業として調査処理します。各部門は、徐々に各管理制度を完全化し、調整・協力を増強し、情報の疎通を強化し、入国して短期就労任務を完了する外国人のため便宜を供与する必要があります。

「取扱手順」は、2015年1月1日から施行します。

http://www.mcprc.gov.cn/whzx/ggtz/201411/t20141124_437273.html

●7 長江経済ベルト税関区域の通関一体化改革を拡大することに関する公告

税関総署公告 2014年第84号

ゴールデン航路を拠点とする長江経済ベルトの発展の推進を貫徹に実行し、中国経済の新たな支柱となる重大国家戦略を築き上げ、経済緊密関係地区区域通関一体化改革の足取りを速めるため、また、輸出入企業に対して更に公平、公正な輸出入環境を創造し、通関効率を着実に高め、貿易の便宜を力強く促進するため、税関総署は区域通関一体化改革を長江経済区域の全ての税関まで拡張することを決定しました。ここに、関連事項を以下に公告します。

2014年12月1日から、南昌、武漢、長沙、重慶、成都、貴陽、昆明の税関で正式に区域通関一体化通関方式を開始し、税関総署 2014年第65号公告は、南昌、武漢、長沙、重慶、成都、貴陽、昆明税関関区に正式に適用します。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info725806.htm>